令和 4 年 6 月 1 4 日 第 1 2 4 0 4 号

◎岡山県告示第二百九十号

第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項及び第八条 要は、次のとおりである。

ついての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧になお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響に

山県知事 原

太

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 株式会社岡山村田製作所

岡山県瀬戸内市邑久町福元77

工場又は事業場の名称及び所在地 佐々木俊和

所在地 株式会社岡山村田製作所

(3) 特定施設に関する事項

区							分	新	設	新	設	新	設	変り	更前	変	更後
種							類	65 酸又はアル 表面処理施		65 酸又はアル 表面処理施	⁄カリによる i設(BD)	65 酸又はアル 表面処理施	カリによる 設 (BE)	65 酸又はアル 表面処理施	カリによる 設(BB4)	65 酸又はアル 表面処理施	⁄カリによる ī設(BB4)
能							力	7. 2㎡/日		0.091 m³/	Ħ	0.18㎡/日		5.5㎡/日		同左	
工事着	= =	手	予	定	年	月	日	許可後直ち	に	同左		同左		_		許可後直ち	ん
工事完	i j	戓 .	予	定	年	月	日	着手後1週	間	同左		同左		_		着手後1週	間
使 用 開	l t	始	予	定	年	月	日	完成後1週	間	同左		同左		_		完成後1週	間
使用時間間 びにその使の概要	隔及 用に	び1 季節	日当河	たり 動が	の使ある	用時 場合(間並はそ	断続8時間		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時にお 当該特定施	いて		区			分		通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大
ら排出され 水等の汚染	政汚能	- ;	水	量(m³/	日)		5.7	7. 2	0.07	0.09	0.16	0. 18	4. 4	5. 5		
の通常の値が最大の値並	及び		p l	Н					10~12						10~12		
当該汚水等	の通		ВО	D (mg/	L)		20,000	20,000					20,000	20,000		
の量の量	以八		C O I	D (mg/	L)		10,000	10,000					10,000	10, 000		
			S	S (mg/	L)		50	50					50	50		
		;	油	分(mg/	L)		5	5					5	5	 同左	
			T — 1	N (mg/	L)		1,500	1,500	同左		同左		1,500	1, 500	IHI/IL	
			T-1	P (mg/	L)		0.5	0.5					0.5	0. 5		
			C ·	u (mg/	L)		12	12					12	12		
			F	e (mg/	L)		_	_					_	_		
		1	化合物,	, 亜硝酮	アンモ 酸化合 (mg/ L	物及び			_					_	_		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

区							分		廃	止		廃	止	廃	止	廃	止	廃	止
種							類	械器! 造業を	製品製具製造を含む	造業又は 業(武器 、。)の用 ス洗浄施)	製に	65 酸又はアル 表面処理施 2)	カリによる 設(Z1、	65 酸又はアル 表面処理施 2)		65 酸又はアル 表面処理施	カリによる 設(AE)	65 酸又はアル 表面処理施	カリによる 設(AG)
能							力	5.5 m³	/日	(20基)		50. 4㎡/日	(2基)	108㎡/月	(2基)	50.4㎡/日		16.2㎡∕目	
エ	事 着	手	予	定	年	月	日	_				同左		同左		同左		同左	
エ	事 完	成	予	定	年	月	日	_				同左		同左		同左		同左	
使	用 開	始	予	定	年	月	日	_				同左		同左		同左		同左	
使用している。	時間間隔 その使用 要	及び に季節	1 日当 節的変	áたり 変動が	の使 ある	用時 場合	間並はそ	連続2	4時間			同左		同左		同左		同左	
使用時	時におい 特定施設	てか	Þ	<u> </u>		分		通	常	最力	71	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最 大
ら排し	付足旭畝 出される の汚染状	汚	水	量((m³ /	日)			1. 75	2	2. 5	35. 3	50.4	75. 6	108	35. 3	50.4	52.9	75.6
の通信	の行条仏 常の値及 の値並び	び	p	Н						6.5~7	. 5		1.5~4.0		1~5				2~6
当該	の個型の 汚水等の 量及び最	通	ВС) D ((mg/	L)			3		5	0.7	1. 1	50	75			0.6以下	6
の量	里汉 ∪`取		CC	D ((mg/	L)			14		19	4以下	6	100	150			0.6以下	6
			S	S ((mg/	L)			1		5	2以下	2	65	97.5			2以下	5
			油	分((mg/	L)		1	未満		1	0.5以下	0.5	10	15			0.5以下	5
			Т-	- N ((mg/	L)			2.4		5	10以下	10	10	15	同左		10以下	10
			Т-	- P ((mg/	L)			0.02		1	0.02以下	0.02	1	1.5			0.02以下	0.2
			С	u ((mg/	L)			_		_	27	41	120	180			0.5以下	3以下
			F	е ((mg/	L)			_		_	-	_	10	15			_	_
			化合物	モニア、 物、亜和 化合物	消酸化台	う物及び			_		_	10以下	10	_	_			10以下	10

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

区	分	廃	此	廃	止	廃	止	廃	止	廃	止
種	類	65 酸又はアル 表面処理施		65 酸又はアル 表面処理施	カリによる 設 (AT)	65 酸又はアル 表面処理施	カリによる 設 (AV)	65 酸又はアル 表面処理施	カリによる 設(AW)	65 酸又はアル 表面処理施 ~10)	
能	カ	13.1㎡/日		28㎡/日		26.1㎡/日		75.6㎡/日		36㎡/日(10基)
工 事 着 手	予定年月日	_		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成	7 定 年 月 日	_		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始	予定年月日	_		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び びにその使用に季 の概要	×1日当たりの使用時間並 ≤節的変動がある場合はそ	連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において 当該特定施設か	区 分	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大
ら排出される汚水等の汚染状態	水 量(㎡/日)	9.2	13. 1	15	28	18. 3	26. 1	52. 9	75. 6	11. 34	16.2
の通常の値及び 最大の値並びに	р Н		9~11		3~5		9~11		3~5		7∼8.5
取入の値並びに 当該汚水等の通 常の量及び最大	BOD (mg/L)	5.5	6. 9	0.6以下	6	50	63	930	1,050	0.6以下	6
の量	COD (mg/L)	42	53	1以下	6	100	125	1,300	1, 450	0.6以下	6
	S S (mg/L)	40	50	15未満	15	65	81.3	33	40	2以下	5
	油 分 (mg/L)	5.5	6. 9	0.5以下	5	9	11.3	0.5以下	0. 5	0.5以下	5
	$T-N \ (mg/L)$	6.4	8	10未満	10	1	1.3	520	580	0.2以下	2
	T-P (mg/L)	0.02	0.03	0.02未満	0.2	0. 4	0.5	0.02以下	0.02	0.02以下	0.2
	C u (mg/L)	40	50	3未満	3	_		_		_	_
	F = (mg/L)	_	_		ı	_	ı	_	l	_	_
	アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	_	_	1未満	1	_	_	100以下	100	_	_

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

区								分	廃	止
種								類	65 酸又はアル 表面処理施 ~7)	カリによる 設 (BA1
能								力	17.3㎡/日	(7基)
エ	事	着	手	子	定	年	月	日	_	
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	_	
使	用	開	始	ì 予	定	年	月	日	_	
使用びにの根	こその	間隔使用	及て に 4	ド1日皇 季節的変	当たり 変動が	の使	用時[場合)	間並なそ	連続24時間	
使用	月時に 核特定	おい	てか		₹.		分		通常	最 大
ら掛	は出た	れる	汚	水	量 (m³/	日)		10.9	15.6
の追	角常の値	値及	び	p	Н					2~6
当認	を汚水の量を	等の	通	ВС	DD (mg/	L)		0.6以下	6
の量		. ①`取	人	СС	DD (mg/	L)		0.6以下	6
				S	S (mg/	L)		2以下	5
				油	分(mg/	L)		0.5以下	5
				Т-	- N (mg/	L)		0.2以下	2
				T -	- P (mg/	L)		0.02以下	0. 2
				С	u (mg/	L)		_	_
				F	е (mg/	L)			
				化合	モニア、 物、亜 化合物	肖酸化台	う物及び		10以下	10

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区								分		変り	更 前			変り	更後	
工	場又	は事	業場	易にこ	おけ	る施	設 番	号号	No. 2I	程排水処理為	 を 設		同左			
種								類	工程排水処	理			同左			
構								造	鉄筋コンク	リート、SS	3		同左			
主]	要		7	•		法	W17, 400mm	imes L 14,600m	$m \times H6,200m$	m	同左			
能								力	792㎡/日				同左			
処		理		の		方		法	凝集沈殿、	pH調整、ノ	ベイオマイテ	ィー、砂濾	同左			
工	事	着	手	予	定	年	月	日	_				許可後直ち	に		
工	事	完	成	予	定	年	月	日	_				工事着手後	1週間		
使	用	開	始	予	定	年	月	日	_				工事完成後	1週間		
使に要	用時間 その使	間隔が用にす	及び1 季節的	l 日当 勺変動	たりの がある	の使用る場合	時間はそ	並び の概	連続24時間				同左			
使月	用時に	おいた施設	て	F	<u> </u>		\wedge		処 理	里 前	処 理	里 後	処 理	里前	処 理	里 後
られ	非出さ	れる:	汚	Ŀ	Δ.		分		通常	最 大	通常	最 大	通常	最大	通常	最 大
のi	通常の	染状	び	水	量 (1	n³∕L)		454. 9	549. 2	454. 9	549. 2	485.9	578.8	485. 9	578.8
当記	亥汚水	(並び)	通	р	Н				6~9	6~9	6~8.5	6~8.5		1	•	
吊りの量	ク重及 計	び最		ВО	D (n	ng/L)		20	20	12	20				
				СО	D (n	ng/L)		20	20	12	20				
				S	S (n	ng/L)		250	250	14	20				
				油	分 (n	ng/L	.)		5	5	5	5				
				Т —	N (n	ng/L)		10	10	8	10				
				Т —	P (n	ng/L)		5	5	1.4	2				
				Р	b (n	ng/L)		10	10	0.1以下	0.1	同左			
				Сr	6+ (n	ng/L)		0.05	0.05	0.05以下	0.05				
				ふっ	素 (n	ng/L)		4	8	4以下	8以下				
				С	u (n	ng/L)		2	3	2以下	3以下				
				ほう	素 (n	ng/L)		0.4	4	0.4	4				
				F	e (n	ng/L)		2	2	2以下	2以下				
				化合物		アンモニ 酸化合物 mg/L)			10	10	8	10				

区								分		変	 更 前			変り	 更 後	
工;	場又	は事	業場	易にこ	おけ	る施	設番	号	Νο. 3 エ	程排水処理加	包設		同左			
種								類	工程排水処	理			同左			
構								造	鉄筋コンク	リート			同左			
主			要		4	-		法	W18,800mm	\times L 33, 000m	$m \times H5,000m$	m	同左			
能								力	759㎡/日				同左			
処		理		の		方		法	凝集沈殿、	p H調整			同左			
工	事	着	手	予	定	年	月	日	_				許可後直ち	に		
工	事	完	成	予	定	年	月	日	_				工事着手後	1週間		
使	用	開	始	予	定	年	月	日	_				工事完成後	1週間		
使用に要	目時間 との使	間隔別用に名	及び1 季節的	L 日当 勺変動	たり がある	の使用る場合	時間立 はその	が概	連続24時間				同左			
		おい			<u>ヌ</u>		\wedge		処 理	里前	処 玛	里 後	処 理	里前	処 耳	里 後
ら掛	非出さ	が施設を表する状	汚	I	<u> </u>		分		通常	最 大	通常	最 大	通常	最大	通常	最 大
の追	通常の	値 及	び	水	量(1	m³∕L	,)		581.8	640. 4	581.8	640.4	585. 1	702.7	585. 1	702.7
当該	亥汚水	並等のでの最	通	р	Н				6~9	6~9	6~8.1	6~8.1			1	
の量	リ里以	(0、取		ВО	D (n	ng/L	,)		20	20	9	14				
				СО	D (n	ng/L	,)		32	32	9	14				
				S	S (n	ng/L	,)		250	250	16	16				
				油	分 (n	ng/L	,)		5	5	5	5				
				Т —	N (n	ng/L	,)		14	14	12	14				
				Т –	P (n	ng/L	,)		5	5	1.4	2				
					b (n				0. 2	0.2	0.1以下	0. 1	同左			
				Сr	6+ (n	ng/L	,)		_	_	_	_				
				ふっ	素(n	ng/L	,)		4	8	4以下	8以下				
					u (n				_	_	_	_				
					素(n				0.4	4	0.4	4				
				F	e (n	ng/L	,)		_	_	_	_				
				化合物	Eニア、 勿、亜硝 比合物 (酸化合物	=ウム 勿及び		14	14	12	14				

区			変 更	 頁 前			変り	 更 後	
工場又は事業	場における施設番号	No. 4 I	程排水処理的			同左			
種	類	工程排水処	理			同左			
構	造	鉄筋コンク	リート			同左			
主要	寸 法	W18, 500mm	× L 15, 200m	$m \times H6,000m$	m	同左			
能	力	1,500 m³/F	1			同左			
処理	の方法	凝集沈殿、	p H処理			同左			
工 事 着 手	予定年月日	_				許可後直ち	に		
工 事 完 成	え 予 定 年 月 日	_				工事着手後	1週間		
使 用 開 始	· 予 定 年 月 日	_				工事完成後	1週間		
使用時間間隔及び にその使用に季節 要	11日当たりの使用時間並び 前的変動がある場合はその概	連続24時間				同左			
使用時において	区 分	処 理	L 前	処 理	里 後	処 理	里 前	処 理	推 後
当該特定施設から排出される形	区 分	通常	最 大	通常	最 大	通常	最大	通常	最大
水等の汚染状態の通常の値及び	水 量 (m³/L)	938. 3	1, 357. 2	938. 3	1, 357. 2	310.6	437.8	310.6	437.8
最大の値がの見るというである。	р Н	6~9	6~9	6~8.1	6∼8.1				
常の量及び最大の量	BOD (mg/L)	20	20	9	14				
	COD (mg/L)	32	32	9	14				
	S S (mg/L)	250	250	16	16				
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5				
	$T-N \ (mg/L)$	14	14	12	14				
	T-P (mg/L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/L)	0. 2	0.2	0.1以下	0.1	同左			
	$C r^{6+} (mg/L)$	_	_	_	_				
	ふっ素(mg/L)	4	8	4以下	8以下				
	C u (mg/L)	_	_	_	_				
	ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4				
	F e (mg/L)	2	2	2以下	2以下				
	アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	14	14	12	14				

(5) 排水口に関する事項

排水口番号			A	
<u> </u>	変り			 更 後
区 分	通常	最大	通常	最大
水 量 (m³/日)	4, 368	5, 910. 8	3, 774. 6	5, 083. 3
р Н		6~8.5		
BOD (mg/L)	7	9		
COD (mg/L)	7	9		
S S (mg/L)	12	20		
油 分 (mg/L)	1	7		
T-N (mg/L)	9	14		
T-P (mg/L)	0.9	1.5		
P b (mg/L)	0.1以下	0.1以下		
C r 6+ (mg/L)	0.005以下	0.005以下	同左	
全Cr (mg/L)	0.01以下	0.01以下		
C u (mg/L)	0.3以下	0.3以下		
F e (mg/L)	1以下	1以下		
ふっ素 (mg/L)	2以下	5		
ほう素 (mg/L)	0.2	2		
大腸菌群数(個cm²)	3,000以下	3,000		
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	3	10		

- 2 縦覧の期間及び場所(1) 期 間 令和4年6月14日から同年7月5日まで(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止す障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百の岡山県告示第二百九十一号

令和四年六月十四日

事業所の 名称及び所在地

岡山県知事

木

隆

太

ステーションあかつき

2

玉野市胸上七二五 所在地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

主たる事務所の所在地社会福祉法人瀬戸内会

廃止年月日 玉野市胸上七二五

令和四年六月三十日

兀

三三一〇四〇〇三五七

五.

重度訪問介護

◎岡山県告示第二百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

令和四年六月十四日

指定した医療機関

訪問看護ステーション翡翠

所 在 地

倉敷市茶屋町三○三—一一

指定年月日

令和四年六月一日

岡 Ш 県 知 事

伊 原 木 隆

太

年政令第三百七十二号) [二八二] 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七 に基づき、 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し

令和四年六月十四日

知 木

太

令和四年度 域 S I M モバ 1 ル環境構築及び運用保守業務

三

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地令和四年十一月一日から令和九年十月三十一日まで

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課

落札者を決定した日

令和四年六月一日

落札者の氏名及び住所

五.

岡山市北区中山下二丁目一番九十号NTTビジネスソリューションズ株式会社 NTTビジネスソリュー

七

落札金額

二四五、一七五、七〇〇円(うち消費税額及び地方消費税の額二二、二八八、 七〇 〇円)

契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

和四年四月十二日

年政令第三百七十二号) [二八三] 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 に基づき、 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し (平成七

令和四年六月十四

太

令和四年度岡山県仮想デスクトップシステム更新及び運用保守業務

三

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地令和四年十一月一日から令和九年十月三十一日まで

落札者を決定した日

岡山市北区内山下二丁目四番六号

兀

落札者の氏名及び住所 令和四年五月三十一日

五

株式会社エヌ・ティ・ティ タ 中国岡山支店

落札金額 岡山市北区表町一丁目五番一号

契約の相手方を決定した手続二一九、五一八、七〇六円(う (うち消費税額及び地方消費税の額一九、 九五六、

七

総合評価一般競争入札

令和四年四月十二日

知があった。第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通〔二八四〕測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法

令和四年六月十四日

岡山県知事

木

太

光岡明山	測
谷 市地 東	量
内区瀬戸	区
町	域
公共	測
測量	量
(基準点測量	Ø
量)	種
	類
年八月三年	測
十六日	量
十 日 まで	期
から同	間

令和四年六月十四日る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔二八五〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

一六の名称
岡山県知事

 \mathcal{O}

伊 原 木

太

総社市上林字宮後七〇―四、七〇開発区域又は工区に含まれる地域

総社市地頭片山 総社市地頭片山八三―一ベル・許可を受けた者の住所及び氏名

ヌ A 二 〇 二

三

許可年月日及び許可番号神尾 佳道 神尾 佳道

令和四年三月三十一日岡山県指令建指第四六六号

岡山県公報 第12404号 令和4年6月14日

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。〔二八六〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

令和四年六月十四日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

〇五―四の一部、七〇六―二の一部、七〇五―四の一部地先水路総社市門田字小山西六九九―一一、六九九―一二、七〇五―八、 七〇五一八、 七〇六

許可を受けた者の住所及び氏名

ハイム二〇三

三

許可年月日及び許可番号 秋山 寛貴

令和四年四月六日岡山県指令建指第四号

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。 [二八七] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定に

令和四年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 大

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水路、字田ノ上一七四九地先まで水路、字トフラー七三四地先水路、字トフラーでは、字神田一七六四地先まで道、字沖手一七七五―一二、一七七五―一、一七七五―一、一七七五―一、一七七五―一、一七七五―一、一七七五―一、一七七五―二、一七七五―一、一七七五―二、一七七五―二、一七七五―二、一七七五―二、一七六五、一七六五、一七五二―一、一七五二―一、一七五二―二、十七五二―二、十七五二―二、一七五二―二、十七五二―二、字門田一七四九地先まで水路、字トフラー七三五地先がら字沖田一七六二、一七六二、一七六二、字門田一七四九地先まで水路、字トフラー七三四地先水路、字沖手一七七五一、字出橋一七七三―一、一七六二、字門田一七四九地先まで水路、字トフラー七五九、字沖田一七五六地先 七三五地先から字沖手一七七五—一三地先まで水路

備前市東片上一二六 新可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏々

伽前市長 吉村 武司

許可年月日及び許可番号

令和四年五月二十五日岡山県指令建指第七六号

る開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、 八〕次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ 公共施設に関する工事が完了した。

七三五地先から字沖手一七七五—一三地先まで水路 一七五二―二、一七五五、一七五九、字沖田一七五六、一七四一―二、字田ノ上一七四九、一七四九―二、字フ

位置及び区域

開発登録簿記載のとおり(開発登録簿は、 岡山県土木部都市局建築指導課

許可を受けた者の所在地、

武司

許可年月日及び許可番号

和四年五月二十五日岡山県指令建指第七六号

岡山県公報 第12404号 令和4年6月14日

とする者の資格審査を次 般競争入札 参加資格を得よう

令和四年六月十

太

- 資格審査を行う営業区 分及び業種区
- (6)(1)機器具 (7) 工芸の販売及び修理 事 (2) 材 木工、 (3)(4)の印刷 (5)
- 機械器具 (8) 車両、 舶
- 審 (1) 查事項 金属、 食品、

- 費税額及び地方消費税の額を除 決算 以 下 「直前決算」 とい . う 。 における売上
- 直前決算における自己資本額
- 3 直前決算における機械設備等
- 直前決算における流動比
- 男女共同参画の推進状申請時までの営業年数
- 8 障害者雇用の状況
- 資格審査を受けることができない者環境基準等の達成状況

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)策特別の理由があると認めるものは、この限りでない。次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。 ただし、 掲げる者で知

- 六号) 第百六十七 条 \mathcal{O} 兀 項に規定
- 方消費税を滞納している者 市町村税 \mathcal{O} 市町村長が課したもの に限る。) 又は消 び
- 岡山県暴力団排除条例(平成二十二年岡山県条例第五十七号)第二条第三号に営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- 5 4に掲げる者を役員又は支配人とし ている法人及び当該者を支配
- 6 参加資格の取消しを受け過去三年以内において、 た者
 4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、
- 資格審査の申請手続
- 提出書類 (官公署 0 に係る書類 成後三月 以 内 \mathcal{O} \mathcal{O}
- 岡山県県民局長が発行した県党 (日) といっては本籍地の市町村長が身分証明書及び登記事項証明書 (支配人を選任している場合に限る。) 発行する
- 山県県民局長が発行した県税(延滞金等を含む。) るものに限る。 以下同じ。)(県に納: 税の義務がある者 納税証明書(滞 にが 限な
- (4)の市町村に納税の義務がある者に限る。)。 ただし、町村長が発行した市町村税(延滞金等を含む。以下 同じ。)の

3

原在地 又は主たる営業所等の町村長が発行した市町 \mathcal{O} の所在地の市町村長が発行町村税の納税証明書、委仏の権限を委任する場合にな 村長が発行 0 な 場合にあっぱ当該営業所 場合に のあ

- (6)(5)ことの
- 直前決算を明られ税務署長が発行れ あっては損益計算書及び資産負債調) かにする書類(法人にあっては貸借対照表及した消費税及び地方消費税に係る未納税額が び損い
- 印鑑登録証
- (9)(8)(7)
- 人にあっては役員 (支配人を選任し ている場合に限る。) 及 び支配人の名簿、 ては当該 個人及び支配 人
- (10)ことを証する書類 営業に関し許可、 認可等を必要とする場合には、 当該許可、 認可等を得てい
- (12)(11)その他知事が 契約の締結等に 一要と認める書類のいての権限を営業所の 長等に委任する場合には、

提出期間

- 令和四年八月二十四持参の場合 なお、三十一日は不備があった場合の -四日から 一日まで 再提出 のみを受け付け (土日を除く。) るものとする。
- (2)郵便又は信書便による送付の場合

する場合は、 郵便又は信書便による送付 令和四年七月十五日から同年八月二十三日までに必着とする。書便による送付(以下「郵送等」という。)により申請書類を提出

提出場所

岡山市北区内 山下二丁目四番六号 山県庁西庁舎

- 提出方法
- (1)

2(1)の提出期間対持参の場合 の間に3の提出場所に 九おい て提出する。 まで 定 午か ら午後

(2)

の問い合わせ先に郵送等により提出すること。

1 交付期間

五.

の交付期間等

令和四年六月二十一日か ら同 八月三十日 まで (土日及 び祝日を除く。)

- 岡山県出納局用度課並び
- 方法

に各県民局

地域政策部総務課及び

地域総務課

- (1)

1の交付期間中の欠4の交付場所におい に交付する。 午前九時から午後五時いて交付を受ける場合 九時 ら午後五時 まで (正午から 時までを除く。)

- (2)郵送により交付を受ける場合
- て、八の問い合わせ先宛てに封筒に返信先宛名を明記し、 封筒 (角形二号 (長さ三十三セ に請求す ンチ ·円分 0 返 信用 旧用切手を貼ったもの×幅二十四センチ・ \mathcal{O} で
- (3)ウ 口

(https://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/)

申請者に文書で通知する。

六

八

(〇八六) 二二六一七五三七

機械設備等の保守点検、 廃棄物の ピ 処理、 ス等の役務 提供の調査研 契約に係る入札参加資格の

太

別表の業務な

| 務種目の欄に掲げる役務の資格の審査を行う契約

提供

いの契約

- 地方消費税の額を除 決算 「直前決算」 という。) における売上
- 2

- SO審査登録等に関する事
- 障害者雇用に関する事項
- 事業者認定等に関する事項男女共同参画に関する事項
- 入札参加資格の審査を受けることができない者
- る者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。次に掲げる者は、入札参加資格の審査を受けることができない。
- 掲げる者 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号に
- 方消費税を滞納して 市町村税 いる者 (県内 0) 市 町村長が課したもの に限る。) 又は消 び
- は当該届出等を行っていない者 は届出等を行わなければならない場合において、 許可、 認可、 資格等(以下 当該許認可等を受けていない者「許認可等」という。)を受け、 又又
- 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として
- 岡山県暴力団排除条例 (平成二十二年岡山県条例第五十七号) 第二条第三号に
- 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている
- 札参加資格の取消しを受けた者過去三年以内において、5又 5 又 は に掲げる者に該当するに至ったことにより、
- 1 提出書類(官公署の証明に係入札参加資格の審査の申請手続 いる書類
- (2)(1)身分証明書及び登記事項証明書 (支配人を選任している場合に限る。) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村長が発行する
- 岡山県県民局長が発行した県税(延滞金等を含む。) 以下同じ。)(県に納税の義務がある者に限る。)
- た市町村税

店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない契約の締結等についての権限を委任する場合にあっては 任しない場合にあっめっては当該営業所の、県内の営業所の 町村税の

- (6)(5)にあっては損益計算書及び資産負債調) 直前決算を明らかにする書類(法人にあっては貸借対照表及び損益計算税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの
- (8)(7)
- (支配人を選任している場合に限る。)人にあっては役員及び支配人の名簿、 0 ては当該個人及び支配
- 、 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類、 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には
- (11)(10)その他知事が 必要と認める書

提出期間

令和四年八月二十四日から同月三十持参の場合 なお、三十一日は不備があった場合の再提出 一日まで のみを受け付けるものとする。 (土日を除く。)

(2)

する場合は、 郵便又は信書便による送付(以下郵便又は信書便による送付の場合 令和四年七月十五日から同年八月二十三日までに必着とする。書便による送付(以下「郵送等」という。)により申請書類を提出

3

岡山市北区内 山下二丁目四番六号 岡山県庁西庁舎

(1)

2 (1)の提出 持参の場合 の間に3の提出場所に の提出期間 九時 いて提出すること。

时から午後四時まで (正午から午後一

(2)

八3の問い合わせ先に郵送等により提出すること。

五. 請書の交付期間等

交付期間

令和四年六月二十一日 カ ら同 八月三十日まで (土日及び祝日を除く。)

域政策部総務課及び地岡山県出納局用度課、)地域総務課、総務部財

3

のお 午前

1の交付期間中の2の交付場所にな に交付する。 記九時から午後五時まで、交付を受ける場合 (正午から午後一時までを除く。

(2)

返信用の封筒(角形二号(長郵送により交付を受ける場合 封筒に返信先宛名を明記し、 掲げる問い合わせ先宛てに請 明記し、二百五十円分の(長さ三十三センチメー 返信用切手を貼ったもの)トル×幅二十四センチメー (令和四年 日を

- (3)20/)からダウンロードすることができる。 は総務部デジタル推進課ホームページ (https://www.pref.okayama.jp/soshiki/ 総務部財産活用課ホームページ(https://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/)又 山県ホームページからダウンロードする場合 ふぐージ (https://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/)~
- 申請者に文書で通知する。 入札参加資格の審査の結果の通知
- 入札参加資格の有効期間

問い合わせ先令和四年十一月一日から令和七年十月三十一日まで

- 棄物の処理及び大分類3警備に係る業務 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類1建物等の保守管理、 大分類2廃
- 岡山県総務部財産活用課庁舎管理班 (直通電
- 3 2 (直通電話(〇八六)二二六-七二六四) 岡山市北区内山下二丁目四番六号 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類8情報通信サービスに係る業務 の業務種目の欄に掲げる役務のうち1及び2に掲げるも 岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班
-) 二二六-七五三七) 目四番六号 岡山県出納局用度課管理班 (直通電話

L					4			3								2	ļ																				1	号]		Д ¹]
				ヌを除く。し	マビ余人。)報通信サービ調査研究(情	周 至 开 宅 (青		警備								廃棄物の処理																					管理等の保守	種目	大分類	業	表
-	5 その他	4 検査	3 環境測定	2 調査研究(自然科学分野)	1 調査研究(社会経済分野)	その他	2 機械警備	加 施設警備	8 その他	7 廃棄物再生事業	6 特別管理廃棄物(処分)	5 特別管理廃棄物(収集運搬)	4 産業廃棄物(処分)	3 産業廃棄物(収集運搬)	2 一般廃棄物(処分)	1 一般廃棄物(収集運搬)	21 その他	20 施設の管理・運営	19 建築物等の定期点検	18 庭木芝生管理(剪定・殺虫消	17 昇降機等保守	16 消防設備保守	15 危険物施設保守	14 ボイラーの運転・清掃・保守	13 冷暖房設備等保守	12 給排水·換気設備等保守	11 電気設備等保守	10 中央監視設備等保守	9 電気・機械設備等の運転・監視	8 建築物ねずみ昆虫等防除	7 排水槽の清掃	6 浄化槽の保守・清掃	5 建築物飲料水貯水槽等清掃	4 無線通信設備保守	3 放送・時計設備等保守	2 有線通信設備保守	1 建築物清掃	番号	小分類	務種目	
					出納局用度課																																課務部財産活用		担当		
					課																																活用		課		
					課		ē B	9 その他(情報										8 ド 報 通信 サ ー					スを除く。) 報通信サービ	7 機械設備等の					6 運送保管							スを除く。)	お (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	番号	課 大分類	業	
9 森林管理	8 公園・河川の管理	7 クリーニング	6 損害保険		課 4 研修業務	3 人材	2 給食業務	9 その他(情報 1 健康診断 と徐く。 1 世康診断	9 その他	用するものに限	(情 通報	7 通信サービス	6 情報セキュリティサービス	5 ASP (アフリケーション	一夕処理	3 システム等管理運営	2 システム等開発・改良	ビ報る通信	6 その他	5 設備(建物等の保守管理以	4 機械	3 その他機器	スを除く。) 2 分析機器		5 その他	4 保管	3 梱包・発送	2 貨物運送		8 その他	7 デザイン企画	6 イベント企画運営	5 広告・広報	4 映画・ビデオ	3写真・製図	スを除く。) 2 看板	5 却 △	番号		業務種目	

[二九一] 政府調達に関する協定の適用を受ける調達につい 次のとおり一般競争入

令和四年六月十四

山県知事

太

指掌紋情報管理システム借入

入札説明書及び指掌紋情報管理システム借入仕様書(以下「入札説明書等」

令和4年12月1日から令和10年11月30日

入札説明書による

する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月 に係る物件を6年間借り受けるものとして算定したリー る額)を記載すること。 入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載 1月当たりの単価(本件借入れ ス料総額の72分の1に相当

岡山県公報 第12404号

た契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も 金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

 \sim 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特 Aであるものであること。 以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、 品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用され る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年岡山県告示第35号(物 格付区分が
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しな い者であること。

令和4年6月14日

- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の 示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこ 契約に係る一般競争入札 (条件付)参加資格者の資格審査要領 (平成19年岡山県告
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、 契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされて いる者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てが なされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている
- (6) 納入する機器について、岡山県警察本部刑事部鑑識課長の確認を受けた者である

ر. ر

3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行うこと。 この一般競争入札への参加を希望する者で、 2(1)の資格を得ていないものは、

1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和4年7月13日(水) 午後4日

- 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わ

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

第12404号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当電話(086)234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。) 令和4年6月14日 (火) から同年7月25日 (月) まで (岡山県の休日を定める

イ 交付方法

岡山県公報

(1)の場所にて交付する。

返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、 また、郵送による交付を希望する場合は、 交付に必要な期間を十分に考慮し、 (1)の場所に請求すること。

さ180グラムであるので、注意すること。 なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、

(3) 入札書の受領期限

令和4年8月3日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和4年8月4日(木) 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

令和4年6月14日

5 借入物件に係る事前の確認

部鑑識課長の確認を受けなければならない。 日(水)までに入札説明書で示す場所に提出し、借入物件に係る岡山県警察本部刑事 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和4年7月13

- 6 ペの街
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定によ

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定によ

(4) 入札者に要求される事項

一般競争入札に参加を希望する者は、 入札書を受領期限までに提出する

入札説明書で示す場所に提出しなければならない。 もに、入札説明書に示す書類を作成し、令和4年7月25日(月)午後4時までに、 また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められ

た場合には、それに応じなければならない。

入札の無効

に係る入札書は、無効とする。 務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、 入札者に求められる義

(6) 契約書作成の要否

(7) 落札者の決定方法

で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内

詳細は、入札説明書による。

(1) Name and quantity of the products to be leased: Automated Fingerprint Identification System 1 set

2)

1 December, 2022 through 30 November,

 \Im Delivery place :

Specified in the bid explanation form

4 Time limit for tender :

3 August, 2022

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700 - 8512

Telephone : 086 - 234 - 0110,Ext. 2242

により、令和三年度決算の要旨を公告する。地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第二十二条第三項の規定◎岡山県市町村職員共済組合公告第七三三号

岡山県市町村職員共済組合理事長

大

舌

1 組合に属する地方公共団体数

市	町	村	一部事務]
15	10	2	39	66

- ※ 一部事務組合等には、共済組合を含む。
- 2 組合員数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の年度累計額等

組合員種別	一般組 一般職	1合員 特別職	市町村長 組合員	特定消防 組合員	長期 組合員	市町村長 長期組合員	継続長期組合員	任意継続 組合員	計	第三号厚生 年金被保険者
	川又刊以	1年7月4敗			ML 1 P.	及別而日只		/ELD PA		
組合員数 (人)	16, 944	68	24	2, 310	4	3	0	121	19, 474	19, 317
長期標準報酬の月額 (千円)	6, 462, 130	41, 950	15, 600	874, 170	2, 150	1, 950	0	_	7, 397, 950	7, 381, 360
長期平均標準報酬の月額(円)	381, 381	616, 911	650, 000	378, 428	537, 500	650,000	0	_	382, 263	382, 117
長期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	24, 728, 312	191, 744	71, 407	3, 248, 540	6, 801	7, 500	0	-	28, 254, 304	28, 205, 884
短期標準報酬の月額 (千円)	6, 568, 690	48, 550	19, 800	874, 170	3, 510	2, 350	_	41, 942	7, 559, 012	_
短期平均標準報酬の月額(円)	387, 670	713, 970	825, 000	378, 428	877, 500	783, 333	1	346, 628	388, 159	_
短期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	24, 775, 045	217, 134	89, 914	3, 248, 540	8, 244	9, 392	_	_	28, 348, 269	_

3 組合の職員数

経理単位	業務	保 健	宿泊	貯 金	貸付	計
人員	2 1 人	3人	0人	2人	0人	26人

4 各経理単位別収支状況

短期	
(収入)	千円
短期負担金	5, 244, 912
介護負担金	739, 203
短期掛金(任継掛金を含む)	
介護掛金(任継掛金を含む)	
連合会交付金	
雑 収 入	5, 046
補 助 金	
利息及び配当金	316
賠 償 金	2,704
前年度繰越支払準備金	789, 221
計	13, 433, 526
(支 出)	千円
保 健 給 付	
休 業 給 付	,
災 害 給 付	
附 加 給 付	,
前期高齢者納付金	
後期高齢者支援金	
病床転換支援金	
老人保健拠出金	
退職者給付拠出金	
介護納付金	
一部負担金払戻金	
連合会払込金連合会拠出金	
業務経理へ繰入任継掛金還付金	27, 198 5, 302
次年度繰越支払準備金	842, 274
<u> </u>	12, 612, 162
差引当期利益金	
前年度末利益剰余金	
次年度繰越利益剰余金	4, 366, 026
八十又林岖川皿利尔亚	4, 500, 020

厚生年金保	: 険 経 理
(収入)	千円
負 担 金	16, 524, 460
[標準報酬の月額分]	(7,918,648)
[標準期末手当等分]	(2, 560, 526)
[公的負担金]	(4,659,115)
[追加費用]	(1, 386, 171)
組合員保険料	10, 479, 355
[標準報酬の月額分]	(7,918,822)
[標準期末手当等分]	(2, 560, 533)
計	27, 003, 815
(支 出)	千円
負担金払込金	16, 524, 460
組合員保険料払込金	10, 479, 355
計	27, 003, 815

退	職	等	年	金	経	理
(収	入)				=	千円
負		担	金		860,	479
		州の月			(650, 2)	234)
[標準	き期 オ	き手当	等分]		(210, 2	245)
掛			金		860,	491
[標準	基報 西	州の月	額分]		(650, 2)	253)
[標準	き期オ	き手当	等分]		(210, 2	238)
		計			1, 720,	970
(支	出)				-	千円
負 扌	旦 金	: 払	込 金		860,	479
掛	金	払 讠	ひ 金		860,	491
		計			1, 720,	970

経	過	的	長	期	経	理
(収	入)					千円
負	‡	担	金		126	,611
			額分]		(8,	860)
[標準	•期末	手当	等分]		(2,	827)
[追	加	費	用]		(112,	660)
[旧恩給約	且合条例約	付に係	る払込金]		(2,	264)
	Ī	计			126	,611
(支	出)					千円
負 担	1 金	払	込 金		126	, 611
	Ī	H			126	,611

退	職	等	年	金	預	託	金	管	理	経	理
(1	仅	入)							Ŧ	ゴ
利	息	及	$\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$	配	当	金			1	2, 5	585
			計						1	2, 5	585
(]	支	出)							Ŧ	ゴ
支		払		利		息			1	2, 5	585
			計						1	2, 5	585

経	過	的	長	期	預	託	金	管	理	経	理
,	仅	入)							Ŧ	-円
利	息	及	\mathcal{U}	配	当	金					0
			計								0
()	支	出)							Ŧ	円
支		払		利		息					0
			計								0

業務	経理
(収入)	千円
負担金	218, 619
連合会交付金	£ 88, 904
利息及び配当金	≥ 27
短期経理より繰り	27, 198
雑収り	25
計	334, 773
(支 出)	千円
役職員給与	,
旅費 • 事務費	₹ 16, 792
委 託 費 賃 借 **	
賃 借 #	25, 748
普 及 費	10, 383
負 担 ④	21, 431
消費利	
連合会分担金	
事務費負担金払込金	
減価償却費	
その他の支出	1, 130
計	318, 478
差引当期利益金	
前年度末利益剰余金	
次年度繰越利益剰分	₹ 491,671

保健	経 理
(収入)	千円
負 担 金	237, 047
[標準報酬の月額分]	(176, 179)
[標準期末手当等分]	(56, 249)
[特定健診等負担金]	(4,619)
掛金	234, 590
[標準報酬の月額分]	(176, 182)
[標準期末手当等分]	(56, 254)
[任意継続組合員分]	(2, 154)
保 険 手 数 料	25, 652
連合会交付金	0
利息及び配当金	32
雑 益	4, 155
貸付経理より相互繰入	0
計	501, 476
(支出)	千円
職員給与	17, 277
厚 生 費	410, 430
特定健康診查等費	28, 685
[特定健康診查費]	(5, 219)
[特定保健指導費]	(23, 466)
旅費・事務費	3, 567
委託費	8, 813
賃 借 料	3, 832
普及費·調査研究費 負 担 金	2, 114
負 担 金 消 費 税	3, 026
	3, 039
連合会分担金宿泊経理へ繰入	4, 649
16 石 柱 生 へ 様 八 減価償却その他の支出	232
	485, 664
差引当期利益金	
前年度末利益剰余金	15, 812
	597, 971
次年度繰越利益剰余金	613, 783

宿	泊		経 理
(収入	()		千円
施 設	収	入	134, 112
商品	売	上	2, 103
賃	貸	料	25, 839
利 息 及	び配当	金	143
貸倒引	当金戻	入	133
貸付経理	より相互終		60,000
そのん	他の収	入	11,078
	計		233, 408
(支	出)	千円
旅費	• 事務	費	1, 554
商品		入	1, 368
事業用		費	7, 914
飲食	材料	費	24, 677
委	託	費	101, 523
委 託	管 理	費	40, 392
光 熱		料	21, 262
修	繕	費	7, 592
洗	濯	費	4, 456
賃	借	料	5, 338
普	及	費	3, 752
負	担	金	4, 372
消	費	税	2, 501
保	険	料	811
被	服	費	159
	・固定資産除	却損	60, 115
貸倒引		人	171
そのん	也の支	出	87
	計		288, 044
差引当	,,, ., .		54, 636
	卡利益剰 余		320, 084
次年度繰	越利益剰系	金角	265, 448

貯	金	:		経 理
()	仅 入)			千円
利	息及び	記 当	金	622, 768
有	価証券	売 却	益	6, 248
償	還	差	益	480
	計			629, 496
(支	出)	千円
職	員 着	給	与	9, 588
旅	費 ・ 事	務	費	2, 855
賃	借		料	2, 348
普	及		費	1, 546
負	担		金	1, 734
消	費		税	570
支	払う	削	息	534, 521
そ	の他の	支	出	613
	計			553, 775
差	引当期利	利 益	金	75, 721
前	年度末利益	注剰余	金	3, 875, 296
次分	平度繰越利:	益剰余	金	3, 951, 017

貸	付		経 理
(1	仅 入)		千円
組	合員貸付金利	息	18, 864
連	合 会 交 付	金	120
利	息及び配当	金	1
	計		18, 985
(支 出)	千円
職	員 給	与	0
旅	費・事務	費	1, 261
委	託	費	199
賃	借	料	1, 108
負	担	金	0
普	及	費	1,446
消	費	税	315
支	払 利	息	12, 584
連	合 会 払 込	金	0
宿	泊経理へ相互繰	入	60,000
そ	の他の支	出	15
	計		76, 928
差	引当期損失	金	57, 943
前	年度末利益剰余	金	363, 786
次至	平度繰越利益剰余	金	305, 843

る規則 **ゟ規則(岡山県人事委員会規則第二十一号)に誤りがあった。** 〔五〕令和四年三月三十一日付け(号外)公布管理職手当に関する規則の一部を改正す

ら一・終わりか 行政職	ら四・終わりか 六級	ら一一 - 終わりか 七級級	頁 • 行
			誤
行政職給料表の	の六級	の七級	正